

傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書①

東京海上日動火災保険株式会社 宛

学校契約団体傷害保険特約「学校管理下外」事故証明書

※学校管理下とは次の場合をいいます。

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ担保)

第2条(学校の管理下)

第1条(保険金を支払う場合)の「学校(*1)の管理下」とは、下表に掲げる間を言います。

①	学校(*1)の授業(*2)中
②	在校(*3)中。ただし、学校施設(*4)内にいることについて、校長、園長が一般的に承認している場合に限ります。
③	教育委員会その他の期間または団体が行う教育活動行事(*5)への参加中

(*1)保険証券記載の学校を言います。

(*2)正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

(*3)授業(*2)開始前、授業(*2)と授業(*2)の間または授業(*2)終了後において、学校施設(*4)内にいることを言います。

(*4)学校(*1)が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児、児童、生徒または学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。

(*5)学校(*1)の教職員が引率するものに限ります。

傷害保険	被保険者 (負傷者)	氏名			
		学校・学年	学校	学年	
	傷病名				

事故発生状況	事故日時	午前 年 月 日 午後 時 分頃
	事故場所	
	事故状況	

事故証明	上記事故は、学校管理下活動中の事故ではないことを証明します。		
	年 月 日		
	(学校名)	学校	
	(校長)	印	

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

(仙台市PTA)